

東彼杵町国民保護計画に関する
避難実施要領パターン

東彼杵町
令和4年6月

目次

はじめに	1
1. 避難実施要領の避難形態	1
2. 弾道ミサイル攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン	1
3. ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン	2
4. 着上陸侵攻による攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン	3
5. 様式	
様式1 屋内避難における避難実施要領	4
様式1 (パターン例)	
様式2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領	9
様式2 (パターン例)	
様式3 最小限の項目に限った避難実施要領	20
6. 別紙 避難実施要領の伝達先一覧表	21

はじめに

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という）が適用される事案（以下「国民保護事案」という）が発生し、都道府県知事から避難の指示があったときは、国民保護法では、市町村長は直ちに避難実施要領を定めなければならないとされている。そして、国民の保護に関する基本方針（平成17年3月25日閣議決定。以下「基本指針」という）では、迅速に避難実施要領が作成できるよう、市町村長は複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

そこで、今回、東彼杵町国民保護計画第2章の2に定める避難実施要領のパターン作成について、弾道ミサイルによる攻撃と、ゲリラ・特殊部隊による攻撃の2つのパターン例を示すものである。

1. 避難実施要領の避難形態

国民保護に起因する事態が発生した場合、国の指示のもと、住民を避難誘導することとなる。避難を実施するにあたり、次の3形態が考えられる。

(1) 屋内避難

外へ避難するよりも、屋内に避難することが安全と判断される場合に、屋内に避難する方法であり、特に、時間的な余裕がない場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の携帯である。

(2) 町内避難

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場にとどまって危険な場合等に用いる避難の携帯である。

(3) 町外避難（県外避難）

危険が予想される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が町域を超える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合に用いる避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。

2. 弾道ミサイル攻撃の特徴及び避難実施要領のパターン

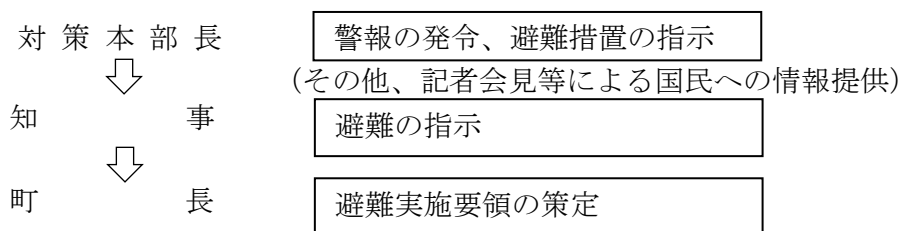
- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

- ※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

3. ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われ

ており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

- 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

- ※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

4. 着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

様式1 屋内避難における避難実施要領

避難実施要領				
				東彼杵町長
				月 日 時 分現在
屋内避難				
1 長崎県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 (時 分)			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天気:	気温:	風向:	風速: m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等関係機関の措置等				
措置の概要	-			
連絡調整先	-			
3 事態の特性で留意すべき事項事態の特性で留意すべき事項				
4 住民の行動				
屋内避難の指示を受けた場合の対応				
○屋内にいる場合				
ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。テレビ、ラジオ、スマートフォン等から情報収集に努める。				
○屋外にいる場合				
できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。				
5 情報伝達情報伝達				
避難実施要領の住民への伝達方法				
避難実施要領の伝達先				
6 緊急時の連絡先緊急時の連絡先				

東彼杵町 国民保護/緊急対処事案対策本部	電 話 : 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 1 1 F A X : 0 9 5 7 - 4 6 - 0 8 8 4
-------------------------	--

様式1 屋内避難における避難実施要領（パターン例）

避難実施要領				
東彼杵町長				
6月〇日 9時00分現在				
屋内避難				
1 長崎県からの避難の指示の内容				
<p>国の対策本部長は、N国による弾道ミサイル発射が差し迫っているとの警報を8時00分に発令し、避難措置の指示を行った。</p> <p>このために、弾道ミサイルが発射された際に住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以降、警報の発令に関する情報に注意するとともに、その場合に住民がとるべき行動について周知する。</p>				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	令和〇年6月〇日（8時00分）			
発生場所	—			
実行の主体	N国			
事案の概要と被害状況	N国による弾道ミサイル発射の兆候あり。町民に対して、警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民のとりべき行動について周知する。			
今後の予測・影響と措置	発射後、10分ほどで着弾若しくは通過			
気象の状況	天気:曇り	気温:18℃	風向:南東	風速: 5m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域	町内全域			
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ町民のいる場所の直近の堅牢な建物、建物の地階等（以下「堅牢な建物等」という）の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動することを原則とする。			
避難開始日時	実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたとき			
避難完了予定日時	弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されてから5分以内			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	事態に備え、関係機関との連絡調整を図る。			
連絡調整先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐世保東消防署東彼出張所 ・ 川棚警察署 ・ 自衛隊 			
3 事態の特性で留意すべき事項				
①自力での歩行が困難な者や日本語の理解が不十分な外国人については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ、避難行動要支援者支援の例によって避難させる。				

- ②担当職員等は、屋外にいる者が堅牢な建物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。
- ③町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について、大規模集客施設等に対して協力を依頼する。
- ④建物等の内部においては、エアコンや換気扇を停止し、必要に応じ、テープ等で目張りを行い、外部から遮断された状態にすること。

4 住民の行動

屋内避難の指示を受けた場合の対応

○屋内にいる場合

- ①防災情報提供システム（インフォカナル）、緊急速報メール、県警察、消防等による広報、自治会及び自主防災組織による個別伝達による情報に注意する。テレビ、ラジオ、スマートフォン等からも情報収集に努める。
- ②化学剤弾頭等が着弾する場合に備え、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気をできるだけ遮断するようにする。
- ③出火防止対策を行う。

○屋外にいる場合

- ①できる限り近隣の堅牢な建物、地下駐車場等に避難する。
- ②屋外にいる時間を最小限にとどめ、屋内への避難が困難なときは、何らかの遮蔽物の物陰に留まること。併せて、地面に伏せて頭部を守る行動をとる。
- ③車両内にいる場合は、可能な限り道路外の場所へ駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、緊急車の通行の妨げにならないよう注意する。
- ④周辺で着弾音等を覚知したときは、当該現場から離れるとともに、町、消防機関又は警察に連絡する。

5 情報伝達情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	担当職員等は、町民に対し、防災情報提供システム（インフォカナル）、緊急速報メール（エリアメール）、警察や消防等による広報、自治会及び自主防災組織による個別伝達等あらゆる方法を用いて、警報及び堅牢な建物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。 実際に弾道ミサイルが発射され、本町区域内が着弾予想地点に含まれる場合は、サイレン吹鳴も実行する。
避難実施要領の伝達先	別紙伝達先一覧表による

6 緊急時の連絡先緊急時の連絡先

東彼杵町	電 話：0957-46-1111
国民保護/緊急対処事案対策本部	FAX：0957-46-0884

様式2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領

避難実施要領				
				東彼杵町長
				月 日 時 分現在
町域内避難及び町域外避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 (時 分)			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温：	風向：	風速： m /s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性 (除染の必要性)				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数 (単位：人)				
地区名				合計
避難者数 (計)				
うち避難行動要支援者数				
うち外国人等の数				
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域				
避難施設名				

所在地				
収容可能人数（人）				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名				
所在地				
連絡先（電話等）				
連絡担当者				
その他の留意事項等				
6 避難手段避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）			
	台数			
	輸送可能人数			
	連絡先			
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	避難行動要支援者			
	その他（入院患者等等）			
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認			
	規制に当たる人数			
	規制場所			
8 避難誘導方法				
8-1 避難（輸送）方法				
地区				
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位			
	輸送手段			
	避難先			
	集合時間			
	その他（誘導責任者等）			
	誘導の実施単位			

避難施設への 避難方法	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難完了予定日時				
	その他（誘導責任者等）				
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位				
	避難行動要支援者への支援事項				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
8-2 職員の配置方法					
配置場所					
人数					
現地調整所					
8-3 残留者の確認方法					
確認者					
時期					
場所					
方法					
措置					
終了予定日時					
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期					
食事場所					
提供する食事の種類					
実施担当部署					
8-5 追加情報の伝達方法					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					
基本事項					

	事態の特性
	時期の特性
一時集合場所での対応	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
（心得・安全確保・服装等）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
12 緊急時の連絡先	
東彼杵町 国民保護/緊急対処事態 対策本部	電 話：0957-46-1111 FAX：0957-46-0884

様式2 町域内避難及び町域外避難における避難実施要領（パターン例）

避難実施要領	
東彼杵町長	
8月〇日 時 分現在	
町域内避難及び町域外避難	
1 県からの避難の指示の内容	
別紙のとおり（略）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	令和〇〇年8月1日（15時00分）
発生場所	A会館
実行の主体	不明
事案の概要と被害状況	B公園で爆発事案が発生。さらに、A会館で時限式の爆発物とみられる不審物を発見。
今後の予測・影響と措置	爆発物の対応に時間を要することが予測されることから、1日程度避難施設にとどまることを考慮する必要がある。
気象の状況	天候:晴れ 気温:30℃ 風向:南西 風速:2.0m /s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	A会館を中心に半径300m以内
避難先と避難誘導の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内で国道△△号から北側の住民を徒歩でJ A東彼杵支店へ一時的に避難させる。 ・地域内で国道△△号から南側の住民を徒歩で彼杵小学校へ避難させる。
避難開始日時	令和〇〇年8月1日17時00分
避難完了予定日時	令和〇〇年8月1日19時00分
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	自衛隊：要避難地域内にいる者の避難誘導を実施 警察：A会館を包囲、周辺道路の交通規制及び警備を実施 要避難地域内にいる者の避難誘導を実施 消防：避難広報を地域周辺部において実施 鉄道事業者：彼杵駅と千綿駅の区間は運行停止 バス事業者：A会館付近は運行停止
連絡調整先	県対策本部：町職員2名を派遣 現地調整所：町職員2名を派遣
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性 （除染の必要性）	<ul style="list-style-type: none"> ・A会館でイベント開催中であり通常より人出が多く、また、区域内に指定避難所が□ヶ所存在するものの使用できないため、別の避難所へ移送する必要がある。

	・不審物は爆発物とみられるが、犯人グループが確保されていないため、長期化も予測される。			
地域の特性	区域内に医療施設と認定こども園が存在する。			
時期による特性	<ul style="list-style-type: none"> ・気温が高いため、熱中症対策として避難者には十分な水分と塩分の補給を施す必要がある。 ・小学校、中学校は夏休み期間中である。 			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	区域内	人出	イベント関係者	合計
避難者数（計）	約 1,000 名	約 500 名	100 名	約 1,600 名
うち避難行動要支援者数	20 名	不明	なし	20 名
うち外国人等の数	5 名	不明	なし	5 名
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	要避難地域外	要避難地域外	要避難地域外	
避難施設名	C 学校	D 学校	E センター	合計
所在地	F 郷 123 番地	G 郷 456 番地	H 郷 789 番地	
収容可能人数（人）	720	610	340	1,670
連絡先（電話等）	0000-11-2222	1111-22-3333	2222-33-4444	
連絡担当者	東彼杵 一郎	東彼杵 二郎	東彼杵 花子	
その他の留意事項等	駐車 200 台	駐車 50 台	50 台	
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	-	-	I 組合 J 支店	
所在地	-	-	K 郷 012 番地	
連絡先（電話等）	-	-	3333-44-5555	
連絡担当者	-	-	東彼杵 茶子	
その他の留意事項等	-	-	大型車駐車可	
6 避難手段避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（ ）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	マイクロバス		
	台数	6 台		
	輸送可能人数	150 人		
	連絡先	町、町教委		
輸送力の配分の考え方	一時集合場所 I 組合まで徒歩で移動し、マイクロバス 6 台でピストン輸送する。輸送の際は A 会館沿いの国道を避け、広域農道を走行する。			
その他輸送手段	避難行動要支援者		町社協又は避難支援員車両	
	その他（入院患者等等）		各施設車両	

7 避難経路					
避難に使用する経路		国道△△号、広域農道▽▽を主経路とする。			
交通規制	実施者の確認	警察官			
	規制に当たる人数	15人			
	規制場所	主経路沿いの要避難地域外周での交差点等において交通規制を実施			
警備体制	実施者の確認	警察官			
	規制に当たる人数	10人			
	規制場所	交通規制箇所周辺での警備を実施			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地区		国道△△号 北側	国道△△号 南側	人出・イベント関係者	
一時集合場所 への避難方法	誘導の実施単位	/		600人	
	輸送手段	/		徒歩	
	避難先	/		I組合J支店	
	避難経路	/		国道▲▲号 を使用	
	集合時間	/		18:00	
	その他（誘導責任者等）	/		東彼杵 鯨子	
避難施設への 避難方法	誘導の実施単位	600人	400人	600人	
	輸送手段	徒歩	徒歩	マイクロバス又は自衛隊車両	
	避難経路	国道△△号	国道△△号、町道◇◇線	広域農道▽▽、国道△△号	
	避難先	C学校	D学校	100人をC学校、200人をD学校、300人をEセンター	
	避難完了予定日時	18:30	18:30	19:00	
	その他（誘導責任者等）	東彼杵 一郎	東彼杵 二郎	東彼杵 花子	
	誘導の実施単位	20人			

避難行動要支援者等の避難方法	避難行動要支援者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の区分に応じた対応を実施 ・各行政区（支援者含む）と連携して漏れのない支援に留意 ・家族等の支援者の同行を考慮 			
	輸送手段	町社協及び避難支援員車両			
	避難経路	広域農道▽▽			
	避難先	K体育館			
	避難開始日時	18：00			
	避難完了予定日時	19：00			
8－2 職員の配置方法					
配置場所	4箇所（C学校、D学校、Eセンター、K体育館）				
人数	町職員12名、消防団員及び自衛官30名				
現地調整所	連絡要員4名を配置				
8－3 残留者の確認方法					
確認者	警察、自衛隊				
時期	17時30分				
場所	要避難地域内（国道△△号北側を警察、南側を自衛隊が担任）				
方法	戸別訪問。警察車両及び自衛隊車両の拡声器、町防災情報提供システムによる広報				
措置	残留者による避難指示				
終了予定日時	18時30分				
8－4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法					
食事時期	原則として翌日の朝食から避難所で提供 朝食：7時00分（基準） 昼食：12時00分（基準） 夕食：18時00分（基準）				
食事場所	状況に応じて避難所で提供				
提供する食事の種類	避難者自身の携行食糧、町備蓄食糧 ※翌日の18時以降も避難行動が継続する場合は、夕食から学校給食センター又は自衛隊による給食を要請する。自衛隊への給食の要請は、14時までに判断する。				
実施担当部署	各避難所：町民課、税財政課 福祉避難所：健康ほけん課				
8－5 追加情報の伝達方法					
防災情報提供システム（インフォカナル）、緊急速報メール、警察・自衛隊車両等による拡声器					
9 避難時の留意事項（主に住民）					
自宅から避難する場合の留意事項					

基本事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って避難する。 ・避難中の爆発に備え、ヘルメット、長袖、長ズボンを努めて着用して避難する。 ・避難時は、金銭、貴重品、身分証明書、保険証、食糧（最低限1食分）、飲料水、最小限の着替えや日用品、非常持出袋、普段服用している薬等を携行する。 	
事態の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・犯人グループが確保されていないため、十分注意しながら避難する。 ・不審な人物や車両を見た場合は、近くの警察官、町職員、自衛官等に通報する。 	
時期の特性	
<ul style="list-style-type: none"> ・気温が高いため、衣類の選択、団扇、タオル、水分補給等に注意する。 ・C学校、D学校は、夏休み期間中でもあり、教室の開放を調整（冷房施設）、K体育館へはスポットクーラーの設置を準備 	
一時集合場所での対応	
<ul style="list-style-type: none"> ・避難者は、家族等グループごとに固まってバス又は自衛隊車両に分乗して、順次避難所へ移動する。 ・一時集合場所からは、3カ所の避難所に分かれることとなるため、確実に家族等グループごとにまとまって車両に乗車する。 ・家族等グループの一部が遅れて集合場所に到着する場合は、現地の町職員又は警察官・自衛官等に確実に伝える。 	
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>（心得・安全確保・服装等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は沈着冷静に毅然たる態度をもって誘導に当たること。 ・作業服やビブス、名札の着用により誘導員であることを明確にし、その活動に理解を求めること。 ・混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。 ・薄暮時の誘導となることから、誘導灯を必ず携行して確実な誘導と安全確保に努めること。 	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報提供システムや緊急速報メールを用いて、要避難地域に避難実施要領の内容を伝達 ・広報車、消防団車両による巡回放送を実施 ・要避難地域が所在する区長に対して、電話、FAX、文書手渡し等により伝達 ・町HPに掲載するとともに、テレビ、ラジオ等のマスメディアによる広報を実施（この際、避難先等の保全すべき内容の選別を適切に実施する。）
避難実施要領の伝達先	<ul style="list-style-type: none"> ・県緊急対処事態対策本部

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調整所 ・ 陸上自衛隊第16普通科連隊 ・ 川棚警察署 ・ 佐世保東消防署東彼出張所 ・ 東彼杵町消防団 ・ 東彼杵郡医師会 ・ 東彼杵町教育委員会（C学校及びD学校含む） ・ 要避難地域以外の区長 ・ 各避難所 ・ NTT西日本（避難所への特設公衆電話設置） ・ 各TV、ラジオ局（※内容の選別）
職員間の連絡手段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員間の連絡手段はLOGOチャットを使用する。 ・ C学校、D学校、Eセンター、K体育館に派遣する職員には、防災行政無線を携行させる。 ・ 一時集合場所へ派遣する職員には防災行政無線搭載車を使用させる。
1 2 緊急時の連絡先	
東彼杵町 国民保護/緊急処理事態 対策本部	電 話：0957-46-1111 F A X：0957-46-0884 メール：bousai@town.higashisonogi.lg.jp

様式3 最小限の項目に限った避難実施要領

(時間的に猶予のない事態が発生した場合に使用する最小限の項目に限ったもの)

避 難 実 施 要 領			
			東彼杵町長
年 月 日 (時 分現在)			
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難の指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずるべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項 第 1 号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち避難行動要支援者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難にあたっての留意事項	(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)		
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
避難行動要支援者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
東彼杵町 国民保護／ 緊急対処事態対策本部	電 話 : 0 9 5 7 - 4 6 - 1 1 1 1 F A X : 0 9 5 7 - 4 6 - 0 8 8 4		

別紙

避難実施要領の伝達先一覧表
